



**Rotary**



**イマジン  
ロータリー**

2022-23 年度 RI テーマ  
**IMAGINE  
ROTARY**  
国際ロータリー会長  
ジェニファー・ジョーンズ

# Weekly Bulletin

## 藤枝南ロータリークラブ 会報

例 会：毎週金曜日  
会 場：小杉苑 藤枝市青木 2-35-30  
T E L：054-641-3321

事務局：藤枝商工会議所内  
T E L：054-646-3919 F A X：054-643-2000  
E-mail：jimukyoku@fujieda-south-rotary.jp

2022-23 年度  
会長：樽井 勉 副会長：渡邊博文 幹事：鈴木寿幸 副幹事：富澤賢一

**例 会 第 1 4 7 3 回 通常例会/小杉苑**  
**ソング 四つのテスト、月の砂漠 : ソングリーダー 村松章典君**

**■ 会長挨拶 樽井勉君**



みなさん、こんにちは。

先日の9月11日日曜日に、相良海岸清掃に行ってきました。

日差しの強い炎天下の中、相良海岸へ集合です。当日は、昨年度配布したグリーンのジャンパー着用との事。

炎天下の中、さすがに着てこないだろう、と海岸へ着いて見渡したところグリーンジャンパー集団が仁王立ちしていました。さすが、藤枝南クラブです。

他のクラブは？と見渡すと、藤枝クラブは、ショッキングピンクのベストタイプ（袖なし）ジャンパー、静岡クラブは、エンジの袖なしジャンパーでした。

当クラブ総勢14名で登場です。飯田さん、小島さん、さすがに慣れています。

足元は、砂が入らないようにアウトドア専用長靴で万全の準備です。

9時に開会宣言、来賓あいさつと続き、9時15分に、メイン会場の相良海岸から須々木海岸へ移動です。現地先導車がいませんが、私の車が先導

車として走りました。須々木海岸は、40年以上前にサーフィンで頻繁に来ていたので、自分の庭です。須々木海岸は、丘を登って砂浜に出ます。以前は、何も無い海岸でしたが、波消しのテトラポットが海岸沖に積んでありました。海岸線は、ゴミが少なく、きれいな海岸だと思えます。そのような中、瓶缶類はさすがに無く、ペットボトル等のプラスチックが殆どです。やはり、環境問題の原因です。

ウミガメに影響があると、ボランティア団体のカメハメハ王国の人が言っていました。50分程の清掃作業で、日に焼けてクタクタです。参加された皆様、お疲れさまでした。当日は、遠方の浜辺なので慰労会がありませんでしたが、ビールがあればガンガン飲めたことでしょう。

今年度は、「飲もうぜ、ロータリー」で、親睦、懇親、懇談です。

来月は、慰労会でガンガン飲んで親睦を深めましょう。

**■ 出席報告 中村博史君**

本日のホームクラブ出席者	前回の補正出席者
42/49 85.71%	45/49 91.83%

(1)欠席者（事前連絡とメイクアップをどうぞ）

- 池ヶ谷君○伊藤彰君○植田君○川口君
- 鈴木照君○山田君○渡邊芳君

(2)メイクアップ者

- 桑原茂君（藤枝）中村博史君（奉仕作業）
- 中山恵喜君（静岡北）渡邊博文君（日本平）

## ■ スマイルBOX

中村博史君

- ・100%出席ありがとうございました  
漆畑雄一郎君
- ・皆出席ありがとうございました  
生まれて二度目！！ 内山淑夫君
- ・はちみつ ありがとうございました  
中村博史君
- ・100%出席プレゼントありがとうございました  
小山明良君
- ・先日頂いたハチミツは、娘に「糖尿」だから  
と言われて取られました。 飯田敏之君
- ・皆出席のハチミツありがとうございました。  
トーストにぬって食べるのがお気に入りです  
杉浦聡君

**スマイル累計額 255,000円**

## ■ 会員卓話

淵脇一啓君



『障害者総合支援法を知っていますか』正式名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」といいます。その基本理念は、障害者・障害

児が、健常者と尊重し合いながら、社会で生きていくことを実現するというものです。(ノーマライゼーション)

障害者は、身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病者の大きく四つに分類されます。

障害者総合支援法では、障害の多様な特性、その他の心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す基準として、障害支援区分を行います。区分は、判定ソフトを用いたコンピューターによる一次判定、市町村審査会による二次判定により決定します。

判定により障害支援区分は非該当・区分1～7に区分され、居宅介護の基準額や療養介護・生活介護・重度障害者等包括支援の給付要件、報酬単価の判断等に使用されます。

障害者福祉サービスは、自立支援給付と地域生活支援事業からなり、障害者がサービスを受けるための介護給付費（居宅介護・同行援護・生活介

護）・訓練等 給付費（自立訓練・移行・継続・就労定着）・地域相談支援給付費（地域移行支援・地域定着支援）・自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）・計画相談支援給付費（サービス等利用計画の作成）・補装具費（義肢・車椅子の購入修理）等の自立支援給付があり、市町村が行う地域生活支援事業として、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研事業、移動支援事業、地域活動支援センターの設置があります。また、都道府県が行う地域生活支援事業として、専門性の高い各種支援事業、市町村相互間の連絡調整事業等の広域的な支援事業を行っています

このように障害者が地域で生活するための法律ですが、多くの方に知っていただき理解していただくことによって、ノーマライゼーションが実現できますようご協力をお願いします。

早川清人君



近年は法律の改正が目白押しの状況です。特に生活に直接関わる改正と云えば「相続登記の義務化」があります。

本日は、その概略をお話しさせていただきます。

亡くなった方が所有していた不動産を相続した人に名義変更する手続きを「相続登記」と言いますが、これまで相続登記は当事者の任意に任せられており、名義変更しないまま長年放置され「所有者不明土地問題」を惹起しておりました。相続登記の義務化の目的はその解決の手段として施行されるものです。

所有者不明土地とは登記記録では所有者が分からない土地のことであり、それによって生ずる問題を所有者不明土地問題と言います。相続登記が未了だと登記記録上の所有者は故人のままであり、所有者の分からない所有者不明土地となってしまう訳です。

具体的な問題としては、管理されず放置される土地となること、公共事業や民間取引などの土地活用が困難になること、固定資産税の未納が発生することなどが挙げられます。

この所有者不明土地問題は深刻です。平成28年

に国土交通省が行った調査では、登記記録で所有者の所在が分からない土地が九州の面積を超える広さであると試算されています。そして、時間が経てば経つほど、不動産所有者の高齢化が進み、死亡者数が増加していくことによって、さらに深刻化していくと考えられています。

不動産の権利に関する登記の申請は義務ではなく、任意によるものとされています。その結果、相続登記を申請しなくても不利益を被らないならば、申請せずにそのままにしておく事例が増加していたのです。これにより、法改正を行い、相続登記未了を原因とする所有者不明土地の問題の解決を図ったと云う訳です。

そこで、2024年（令和6年）4月1日から相続登記を義務化することを国会において可決しました。法施行後は、所有権登記名義人について相続の開始があったときは、当該相続により所有権を取得した者は、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、当該所有権を取得したことを知った日から3年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならないとされ、正当な理由がないのにその申請を怠ったときは、罰則として10万円以下の過料が科せられることとなります。

また、現在既に相続が発生しており、相続登記せず放置されている不動産も義務化の対象になるため、速やかに手続きしておく必要があります。

ちなみに、今までは、法務局の登記官が不動産所有者の死亡の情報を得る手段はありませんでしたが、今回の法改正で法務局が住民基本台帳ネットワークシステムから所有権登記名義人の死亡情報を取得できる仕組みが設けられたとのことです。登記官が住民基本台帳ネットワークシステムを定期的にチェックすることにより、登記名義人の死亡を把握するようになったという訳です。知らんぷりはできなくなります。

尚、遺産分割に争いなどがあり、3年以内の所有権移転登記が困難である場合も想定されることから、応急処置的に申告する相続人申告登記制度が設けられます。これは、法務局の登記官に所有権の登記名義人が亡くなったことと、自身が相続人であることを申告するという簡単な手続きをすることにより、相続登記を申請する義務を履行したものとみなされるという制度です。

しかし、その場合でも、後に申告人が遺産の分割によって所有権を取得したときは、当該遺産の分割の日から3年以内に所有権の移転の登記を申請する義務が生ずることは同様となりますので

注意が必要です。

また、相続登記の義務化に伴い、他にも法改正がされており。

例えば、不動産は、法務局が登記記録によって、その不動産の所有者の氏名・住所も記録されていますが、この住所の変更登記についても義務化が図られております。

今回は時間が限られておりましたので、これら法改正についての詳細は、またの機会がありましたらお話しさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

## 例会プログラム

例会日	クラブ行事	摘要
9/30(金) 第1474回	会員卓話	小杉苑
10/7(金) 第1475回	ガバナー訪問	小杉苑
10/14(金) 第1476回	会員卓話	小杉苑
10/21(金) 第1477回	お月見例会	小杉苑

### 今週の一言

内山淑夫君



私は古美術鑑賞が大好きで、よくひとりで奈良、京都に散策に行つたものです。特に飛鳥美術が好きで、広隆寺の弥勒菩薩像には心酔しております。この像を見つめると、ただの点でしかないひとりのニンゲンが、時空を超えて宇宙につながる感覚を呼び覚ましてくれます。



(担当/杉山君)